

車積載車による事故車等の排除業務に係る有償運送許可のための 研修会の開催について

ロードサービス業務に使用される車積載車による道路上の故障車等の排除業務は、交通の安全と円滑を確保するため緊急性があるとともに、被救援者の利便を図る公共性の強いものであることから、道路運送法第78条第3号の有償運許可により対応しており、従来、警察又は道路管理者から依頼を受けたJAF及びJAFの指定工場等が保有する車積載車について有償運送許可の対象とされていましたが、国土交通省では、実態に即した適切な運営を図るため、平成23年9月より対象を拡大することとなりました

そこで、本年度も、車積載車による事故車等の排除業務を有償で行う場合に必要な「自家用自動車による有償許可」のための研修会を下記の要領で開催します。

受講希望者は、次ページの受講申込書を9月5日(金)までにFAX(096-369-1463)で申し込んでください。

なお、有償運送許可の対象となる車積載車とは、「積載車」、「ユニック車」、「軽貨物車(二輪車を運搬する場合)」等の自家用自動車をさし、「レッカー車」は対象外となりますのでご注意ください。

記

- | | |
|----------|----------------|
| 1、 研 修 日 | 10月2日(木) |
| 受 付 | 9時30分から |
| 研修時間 | 10時00分から16時00分 |

2、研修会場

振興会実習場

3、研修費用(テキスト代は含みません)(研修会受付時にお支払いいただきます。)

- | | |
|---------|------------|
| (1) 会員 | 5,100円(税込) |
| (2) 会員外 | 8,700円(税込) |

※会員は、振興会、工業組合、タクシー協会、二輪部会に加入している認証工場

4、テキスト代 500円(税込)

5、その他

研修は1事業者1名受講すれば全事業場の申請が可能となっています。

問い合わせ先：業務課 電話番号096-243-6668

- 申請要件
- | |
|---|
| (1) 申請の日前1年以内に、要件を備える複数の排除業務事業者が加盟している法人その他の団体が実施する研修を受けていること。 |
| (2) 有償運送許可を得ようとする車積載車について、被害者一名当たりの補償額を無制限とする対人賠償保険又は共済に加入していること。 |

(FAX 096-369-1463)

認証番号	4	—
事業者氏名又は名称		
事業場名		
事業場所在地 及び連絡先	〒	
	TEL	
(ふりがな) 受講者氏名	()	
テキスト購入希望	希望する	希望しない

※ テキストは前年までに使用したテキストを研修会当日ご持参して頂ければ、購入の必要はありません。